

# 住宅に被害を受けた方へ

## 住宅の応急修理

対象の方向けに、被災した住宅の屋根・壁、建具、配管、配線、衛生設備など日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、申込者が選定した業者に市が依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

対象者 以下の要件をすべて満たす世帯

- ・災害により住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けたこと
- ※全壊でも応急修理をすることで、住むことができる場合は対象。
- ・災害救助法に基づく応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用しないこと
- ・自ら修理する資力がないこと(半壊の場合は収入限度あり)

対象箇所 被災した住宅の居室、台所、トイレなど

限度額 1世帯当たり57万6千円

※同じ住宅に2世帯以上同居している場合も1世帯とみなします。

必要書類 応急修理申込書、世帯全員分の住民票、世帯全員分の所得証明書、「住家」のり災証明書(コピー可)

申込み 総合相談窓口(市庁舎14階のみ)へ

※り災証明書は相談の際には必要ありません。

詳しくは、営繕課(☎096-328-2573)または設備課(☎096-328-2450)へ

## 民間住宅借り上げ制度による住宅の提供

自らの資力では住居が確保できない方に対して本市が民間賃貸住宅を借り上げ、無償提供します。ご自身が制度の条件にあった希望の物件を探し、申込みいただくことになります。

期間 最長2年

対象者 以下の要件すべてを満たす方

- ・平成28年4月14日現在で市内に住居を有する者
- ・災害により住居の全壊(大規模半壊を含む)で居住する住居がない
- ・自らの資力では住居が確保できない
- ・災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用しないこと

住宅の条件 貸主から同意を得ているもの

- ・管理会社などにより賃貸可能と確認されたもの
- ・家賃が6万円以下(4人まで)、9万円以下(5人以上(乳幼児を除く))の住宅であること。

ただし、対象世帯が4人以下であり、特別の事情がある場合はこの限りでない。

必要書類 申込書、住民票(世帯全員)、「住家」のり災証明書(コピー可)  
※申込書は総合相談窓口(市庁舎14階のみ)で配布します。

申込み 総合相談窓口(市庁舎14階のみ)へ

(建築政策課 ☎096-328-2438)

## 建築確認申請・完了検査申請手数料の免除 (構造計算適合性判定手数料除く)

災害により滅失または破損した建築物などを、り災後1年以内に建築する場合に建築確認申請および完了検査申請の手数料を免除します。

※本市へ申請される場合のみが対象となります。

対象 建築物・建築設備・工作物

必要書類 「住家」のり災証明書(コピー可)、印鑑

申込み 建築指導課建築審査室(☎096-328-2516)へ

## 民間賃貸住宅 電話相談窓口

不動産関係団体が協力して、民間賃貸住宅の相談窓口を設置しています。

対象 熊本地震で被災された方

電話番号 0120-03-0338

受付時間 午前10時～午後5時

# 被災した家屋の解体・撤去

## 全壊家屋または半壊家屋の解体・撤去費用

熊本地震で被災した全壊家屋または半壊家屋(大規模半壊家屋を含む)の所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去を行う費用に対する補助制度です。

所有者に直接支払うものではありません。

[申請受付などが決まりましたら速やかにお知らせします。](#)



## 被災家屋をすでに解体・撤去した場合の費用は?

制度決定前にすでに解体を行った被災家屋の解体・撤去費用も、国の補助適用基準を満たし、本市が特に必要として解体・撤去を行うものに該当すると判断した場合は補助の対象となります。

支援の対象となった場合でも、解体・撤去に要した費用を全額、市が負担できるとは限らない場合もあります。

市の基準に基づく算定額を超える場合、超過分は、所有者の負担となります。

### 制度決定前に解体した方へ

次の関係書類の保管をお願いします。

- ・解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
- ・解体工事に係る契約書、見積書、領収書
- ・解体工事に係るマニフェスト

(震災廃棄物対策課 ☎096-328-2976)

# 各種相談窓口

困ったときは、迷わず、ご相談ください

## こころの健康相談

今回の熊本地震で、被害にあわれた方や不幸にして亡くなられた方に近い方々にも、さまざまな心の不調がでることがあります。

心の不調などの悩みについての相談は、こころの健康センター(☎096-362-8100 ウェルパルクまもと3階 平日午前9時～午後4時)へ。



## 消費者トラブル

地震発生後、消費者センターには、高額な屋根補修サービスや自動音声の勧誘電話に関する相談など、さまざまな相談が寄せられています。

契約をする場合は複数の業者に見積もりを取ったり、周囲の人に相談するなど、慌てず内容を十分に検討して契約を交わしてください。

なお、業者を呼んで契約した場合はクーリング・オフの対象になりませんので、ご注意ください。

(消費者センター ☎096-353-2500)

## 食品、食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談

食品の取り扱い、表示、保存方法、食中毒などの食品に関する健康被害についての相談や、食品関係事業者の皆さんからの被害を受けた施設や使用水の衛生管理や衛生上必要な措置などに関する相談を受け付けています。

詳しくは、食品保健課(096-364-3188)へ